

軽自動車税（種別割）の減免制度のお知らせ

心身に障害のある方が使用する軽自動車・二輪車などについて、一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税（種別割）の減免（免除）を受けられる制度があります。

※減免は一人につき1台に限ります。また、普通自動車の減免を受けている方、福祉タクシー券の交付を受けている方は軽自動車の減免は受けられません。

減免の要件

身体障害者手帳などの交付を3月31日までに受けている方の通学・通院・通所もしくは生業に専ら使用する車両で、次の要件を満たしているもの（入院中である等、障害者の移動のために軽自動車を利用していない場合は減免の対象となりません）。

(1) 対象となる軽自動車等

- ①心身に障害のある方が使用する軽自動車
 - ②心身に障害のある方のために、この方と生計を一にする方（同居家族等）が使用する軽自動車
 - ③心身に障害のある方のために常時介護する方が使用する軽自動車
- ※普通自動車の減免手続きについては、水戸県税事務所（☎029-221-6605）へお問い合わせください。

(2) 対象となる障害等級等

- は障害のある方本人、生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合に対象
- は障害のある方本人が運転する場合に限り対象

障害の区分	手帳の等級					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	●	●	●	●		
聴覚障害		●	●			
平衡機能障害			●			
音声機能障害（こう頭摘出の場合に限る） （音声機能、言語機能またはそしゃく機能障害）			●			
上肢障害	●	●				
下肢障害	●	●	●	○	○	○
体幹機能障害	●	●	●		○	
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	●	●	●	●	●	●
心臓機能障害	●		●			
じん臓機能障害	●		●			
呼吸器機能障害	●		●			
ぼうこうまたは直腸機能障害	●		●			
小腸機能障害	●		●			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	●	●	●			
肝臓機能障害	●	●	●			

知的障害者	療育手帳の交付を受けている方のうち、判定が㊤(最重度)またはA(重度) ※判定が有効期限内のもの
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、障害等級が1級の方で、自立支援医療受給者証（精神通院）または医療福祉費受給者証（マル福）の交付を受けている方もしくは当該障害の治療のため通院されている方 ※判定が有効期限内のもの

※戦傷病者手帳の交付を受けている方については、身体障害者手帳と同程度の障害があれば、対象になります。

減免申請の手続き

(1) 申請期間 軽自動車税（種別割）納税通知書が届いた日から納期限【6月1日(月)】まで

※軽自動車税の減免は、毎年申請が必要です。また、申請期限を過ぎた場合は、減免が受けられませんのでご注意ください。

(2) 必要書類 次の書類を添えて税務課（1階6番窓口）へ申請してください。

- ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳
 - ②軽自動車税（種別割）納税通知書（令和2年度分 ※お支払いをせずにお持ちください）
 - ③軽自動車税減免申請書（税務課窓口にあります。令和元年度減免を受けている方は、納税通知書へ同封します）
 - ④運転する方の運転免許証（コピー可）
 - ⑤車検証（コピー可）
 - ⑥納税義務者の印鑑
 - ⑦納税義務者のマイナンバー確認書類（個人番号カード、通知カードなど）
- ※その他、障害の程度や使用目的により添付する書類があります。詳細は、税務課までお問い合わせください。

【問合せ先】税務課 ☎029-240-7114（直通）

町・県民税の証明書について

令和2年度（令和元年分の所得）に関する町・県民税の課税（所得）証明書は、町・県民税の納付方法により、次のとおり発行を開始します。

交付申請の際には、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等）を必ず持参してください。代理人が申請する場合には、原則、委任状が必要となります。ただし、茨城町にお住まいの同一世帯のご家族が申請する場合は、委任状は不要です。

発行開始日	該当者
5月13日(水)	町・県民税の全額が給与から天引きの方 (給与特別徴収者)
6月11日(木)	上記の給与特別徴収者以外の方 ・普通徴収（口座又は納付書により納付）の方 ・年金特別徴収（年金から町・県民税を天引き）の方 ・非課税の方

※令和2年1月1日時点で、町内に住所がある方が対象となります。

【問合せ先】税務課 ☎029-240-7114（直通）

医療福祉費支給制度 **マル福** 申請手続きのご案内

医療福祉費支給制度（マル福）とは、医療保険を使って医療機関等を受診した場合の一部負担金を、公費で助成する制度のことです。

マル福を受給するにはご本人（または代理人）からの申請が必要です。まだ申請されていない方は、保険課（5番窓口）へお問い合わせください。

▶マル福は以下の区分に分かれています。

妊産婦	妊娠の届出により、母子健康手帳の交付を受けた方。
小児・児童	出生の日から高校3年生の学年末（18歳に達する以後、最初の3月31日まで）のお子様。
ひとり親家庭	離婚、死別などの事由により配偶者のない方、または配偶者が重度心身障害者である方で、下記に該当するお子様を監護し、一定の条件（※）を満たしている方とそのお子様。 <ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満 ・20歳未満で、一定の障害の状態にある、または高校等に在学中である （※）世帯、健康保険、配偶者の障害状況等により認定を行います。
重度心身障害者	次のいずれかに該当する方。 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳（1級、2級または内部障害における3級の認定を受けているものに限る）をお持ちの方。 ・精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの方。 ・療育手帳（マルAまたはAの認定を受けているものに限る。）をお持ちの方。 ・障害年金等1級を受給中の方。

▶マル福には所得制限があります。制限額は区分ごとに異なりますので、町ホームページ「医療福祉費支給制度（マル福）について」をご覧ください。保険課（5番窓口）へお問い合わせください。

【問合せ先】保険課 医療年金グループ ☎029-240-7113（直通）